

マイナンバー提示のお願い



💡 当金庫との国債および投資信託の関連する取引にあたって、お客様のマイナンバー（個人番号・法人番号）をご提示いただく場合があります。

マイナンバーは、住民票を有する全ての国民1人ひとりがもつ12桁の番号です。また、企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。

お客様からマイナンバーの提示が必要な主な取引

💡 法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要です。

※個人のお客様は「個人番号カード」または「通知カード」、「個人番号の記載された住民票」および運転免許証等の本人確認書類(個人番号カードの場合は不要、顔写真のない書類の場合は2種類)をご持参ください。

※法人のお客様は「法人番号通知書」、「法人番号印刷書類」および登記事項証明書等の法人確認書類をご持参ください。

※個人のお客様が当庫に国債・投資信託の口座をお持ちで、既にマイナンバーを届出済のお客様は、その他の国債・投資信託口座開設時の個人番号のお届けは不要です。※法人は都度必要です。

個人のお客様

- 国債・投資信託の口座開設
(債券取引口座、投信取引口座、特定口座、NISA口座)、住所・氏名等変更
- マル優・マル特関連届出
(新規申込、限度額等変更・追加・廃止等)

法人のお客様

- 国債・投資信託の口座開設
(債券取引口座*、投信取引口座)、住所・商号・法人番号変更

※現在、利付国債の販売を停止しており、法人のお客様は債券取引口座の開設ができません。

※当庫では、マイナンバーを税務署に提出する法定調書や非課税申告書などへの記載などに利用します。

※平成27年12月31日までに国債・投資信託の取引口座を開設いただいた方でマイナンバーをお届けいただいている場合は、平成30年12月末までを目途にマイナンバーのお届けをしていただく必要があります。

マイナンバーは法令で定められた目的以外での利用は禁止されており、取扱いには厳格な保護措置が設けられています。

◆マイナンバーの利用範囲の制限

法令に規定された社会保障、税および災害対策に関する行政手続きに限定されています。

◆マイナンバーの提供の求めの制限

社会保障および税に関する手続書類の作成が必要な場合など、法令で定められた場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

◆特定個人情報の提供や収集の制限

法令で限定的に明記された場合を除き、提供、収集をしてはなりません。



※マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください！

商号等
登録金融機関

東春信用金庫
東海財務局長（登金）第52号

<マイナンバーのお届出に係る書類一覧>

*個人でご本人がお届出の場合 下記の「番号確認書類」と「身元確認書類」および「取引印」をご用意ください。

番号確認書類	身元確認書類
■個人番号カード（この書類の場合は、これのみ）	
■通知カード	顔写真入り確認書類の場合は 1 種類 (運転免許証、パスポート、在留カード等)
	顔写真のない確認書類の場合は 2 種類 (住民票の写し、健康保険証、年金手帳等)
マイナンバーが記載された ■「住民票の写し」または 「住民票記載事項証明書」 ※6か月以内に作成されたものに限ります。	顔写真入り確認書類の場合は 1 種類 (運転免許証、パスポート、在留カード等)
	顔写真のない確認書類の場合は左記のほか 1 種類（健康保険証、年金手帳等）

*個人で代理人がお届出の場合 「個人番号（マイナンバー）申告書兼委任状」にご本人様が記入・押印のうえ、下記の代理権確認書類、代理人の身元確認書類、口座開設者本人の番号確認書類をご用意ください。

代理権確認書類	代理人の身元確認書類	本人の番号確認書類
法定代理人の場合 は、戸籍謄本その他 の資格を証明する 書類	顔写真入り確認書類の場合は 1 種類（個人番号カード、運転免 許証、パスポート等） 顔写真のない確認書類の場合は 2 種類（住民票の写し、健康保険 証、年金手帳等）	本人の以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 個人番号カードまたは写し ● 通知カードまたは写し ● 個人番号が記載された住民票の 写し・住民票記載事項証明書ま たは写し
任意代理人の場合 は、委任状	顔写真入り確認書類の場合は 1 種類（個人番号カード、運転免 許証、パスポート等） 顔写真のない確認書類の場合は 2 種類（住民票の写し、健康保険 証、年金手帳等）	上記と同様の本人の番号確認書類が 必要です

*法人のお客様の場合 下記の「番号確認書類」と「本人確認書類」および「取引印」をご用意ください。

マイナンバー等の確認	いずれか1点【・法人番号指定通知書　・国税庁 WEB ページの印刷画面】
ご本人確認	いずれか1点（※発行後6か月以内のもの） 【・法人番号指定通知書　・登記事項証明書　・印鑑証明書　・国税・地方税領収書、納税証明書等】